

みなかみ町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織としてファミリー・サポート・センターを設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者の仕事と育児を両立できる環境の整備や、地域住民の子育て支援を実施するとともに、福祉増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、みなかみ町とする。ただし、この要綱に基づく事業の運営を町が認める社会福祉法人又はNPO法人等に委託することができる。

(名称等)

第3条 この事業の名称は、みなかみ町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）事業という。

2 センターをみなかみ町後閑318番地みなかみ町役場子育て健康課子育て支援グループ内に置く。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 相互援助活動の調整
- (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するための講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー等)

第6条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーを補佐し、会員間の連絡調整を行うためサブリーダーを置くことができる。

3 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発、会員に対する広報誌の発行
- (2) 会員の募集、登録、統括
- (3) サブリーダーの選任及び育成指導
- (4) 会員の相互援助の調整、会員間のトラブルへの助言
- (5) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- (6) センターの経理事務等の業務運営
- (7) 他のセンター、支部、子育て関連施設及び事業等との連絡調整

(対象児童)

第7条 援助の対象児童(以下「対象児童」という)は生後3ヶ月から小学校6年生までの、会員と同居している親族とする。

(会員)

第8条 会員は、次に掲げる者とし、センターが承認し、登録した者とする。

- (1) おねがい会員 町内に居住又は勤務する者で、センターの趣旨を理解し、育児の援助を受けたい者とする。
- (2) まかせて会員 町内に居住又は勤務する20歳以上の育児援助の意欲を有する者で、センターの趣旨を理解し、自宅で預かり可能な者とする。ただし、学生は不可とする。
- (3) どっちも会員 前2号の両方に該当する者
(入会等)

第9条 センターに入会しようとする者は、みなかみ町ファミリー・サポート・センター入会申込書(別記様式第1号)をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは事業の目的を理解していると認めた場合に入会を認め、みなかみ町ファミリー・サポート・センター会員証(別記様式第2号)(以下「会員証」という)を交付する。
- 3 会員証の交付を受けた者は、センターの実施する講習会を受けなければならない。
(退会)

第10条 会員が退会しようとする時は、みなかみ町ファミリー・サポート・センター退会申込書(別記様式第3号)をセンターに提出しなければならない。

- 2 会員は、退会するときは、前条の規定により発行された会員証を、センターに返還しなければならない。
(会員の登録)

第11条 会員の登録に関しては、1年ごとに更新及び整理するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 センターは、会員がこの要綱の規定に違反し、会員として適さないと認められるときは、当該会員の登録を抹消する事ができる。

(相互援助活動の内容)

第13条 援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育施設の保育開始前又は保育終了後に対象児童を預かること。
- (2) 保育施設等までの送迎を行うこと。
- (3) 放課後児童クラブ終了後、対象児童を預かること。
- (4) 学校の放課後、対象児童を預かること。
- (5) 冠婚葬祭や会員の世帯の他の子どもの学校行事の際、対象児童を預かること。
- (6) 買い物等外出の際、対象児童を預かること。
- (7) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行うこと。

(相互援助活動の実施方法)

第14条 おねがい会員(どっちも会員を含む。以下同じ。)は、援助を必要とする場合には、アドバイザーに対して援助の申込みをするものとする。

- 2 アドバイザーを介さずに行った援助活動は、センターの事業とは見なされず、保険の対象とはならない。
- 3 まかせて会員が対象児童を預かる場合は、原則として1人又はその兄弟姉妹までとする。
- 4 対象児童を預かる場所は、原則としてまかせて会員の自宅とする。ただし、まかせて会員とおねがい会員との間で合意がある場合は、この限りでない。
- 5 おねがい会員の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容及び日時等を詳細に確認し、援助依頼受付簿(別記様式第4号)に記載するとともに、申込みの内容にふさわし

いと認められるまかせて会員に連絡する。

- 6 前項のおねがい会員及びまかせて会員は、援助内容について事前に十分な協議を行い、援助の実施を相互に決定するものとし、おねがい会員又はまかせて会員は、協議の結果により援助の実施を拒否することができるものとする。
- 7 おねがい会員及びまかせて会員は、協議及び決定事項について事前打合せ票（別記様式第5号）に記入し、それぞれ1部保管するとともに、センターに1部提出するものとする。
- 8 おねがい会員は、まかせて会員に、第5項の申込みに係る依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 9 まかせて会員は、援助実施後、援助活動の報告書その1（別記様式第6号）又は援助活動の報告書その2（別記様式第7号）に援助の実施内容を記入し、おねがい会員の確認を得なければならない。この場合において、おねがい会員及びまかせて会員は、援助活動の報告書その1又は援助活動の報告書その2をそれぞれ1部保管するとともに、センターに1部提出するものとする。
- 10 まかせて会員は、援助活動の報告書その1又は援助活動の報告書その2を1箇月又は1週間に1回、アドバイザーに提出し、援助活動の内容を報告しなければならない。ただし、サブリーダーが置かれている場合には、サブリーダーを経由して報告しなければならない。

（援助活動に対する報酬等）

第15条 援助活動に対する報酬は、おねがい会員からまかせて会員に対して、別表に定める基準に従い支払うものとする。

（事故への対応と保険の加入）

第16条 相互援助活動中に生じた事故については、当該会員及び当該事故の当事者において解決するものとする。

- 2 会員は相互援助活動中に事故が生じた場合は、速やかにセンターへ連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 センターは、会員が行う相互援助活動中の対象児童の事故に備え、補償保険に一括して加入するものとする。

（遵守事項）

第17条 センターの職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後についても、同様とする。

- 2 会員は、相互援助活動において知り得た他の会員の秘密を漏らしてはならない。退会した後についても、同様とする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

みなかみ町ファミリー・サポート・センター報酬額基準

活 動 日	活動時間帯	報酬額（1時間あたり）
平日（月曜日から金曜日まで）	7時から19時まで	700円
	上記以外の時間	800円
土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び12月29日より翌年1月3日まで	7時から19時まで	800円
	上記以外の時間	900円

備考

- 1 1回の援助活動の報酬は、最初の1時間までは1時間単位とし、1時間を超えた場合の加算は、30分までは1時間当たりの報酬額の2分の1とし、30分を超え1時間までは、時間当たりの報酬額とする。
- 2 報酬額の算定に係る時間は次のとおりとする。
 - (1) 対象児童が、まかせて会員宅に到着した時からおねがい会員が対象児童を迎えるまでの時間
 - (2) まかせて会員が援助活動を行うために自宅を出た時から、援助活動を終了し自宅に戻るまでの時間
- 3 同時に2人以上の対象児童を依頼する場合は、2人目からの報酬は半額とする。
- 4 おねがい会員が利用を取り消す場合には、次に掲げるとおりまかせて会員に報酬を支払うものとする。
 - (1) 利用予定日前日までの取消しは無料
 - (2) 利用日当日の取消しは半額
 - (3) 無断での取消しは全額
- 5 援助活動に伴う食費（ミルク代）、おやつ代、オムツ代、交通費（まかせて会員の自家用車使用の場合はガソリン代）等の費用については、実費を支払うものとする。
- 6 食事等について、特定の物を与えて欲しい場合は、おねがい会員が用意しなければならない。

別記様式第1号 (第9条関係)

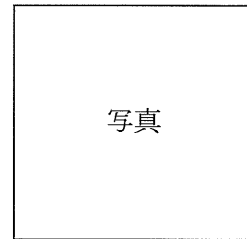
みなかみ町ファミリー・サポート・センター入会申込書(兼登録票)

みなかみ町ファミリー・サポート・センター 様

みなかみ町ファミリー・サポート・センターの趣旨を理解し、
下記の事項に同意の上、入会を申し込みます。

平成 年 月 日
氏名

印



- (1) 相互援助活動中に事故が生じた場合については、当事者間の責任に置いて解決すること。
(2) 入会申込書(兼登録票)の記載事項について、必要に応じ会員に提供されること。

1 全員記入してください。

会員区分	1 おねがい会員 2 まかせて会員 3 どっちも会員											
フリガナ							生年 月日	昭和 年 月 日 平成(歳)				
氏名							TEL					
住所・ 連絡先	自宅	〒						FAX	-----			
								携帯	-----			
								E-mail	-----			
		勤務先	名					住 所	〒	TEL		
称							FAX					
緊急連絡先	氏名					続柄			TEL			
									携帯			
資格・免許等	1 保育士・幼稚園教諭 2 小・中学校教諭 3 保健・看護師 4 保育サポーター 5 ホームヘルパー 6 自動車運転免許 7 その他()											
同居の家族	配偶者(有・無) 子供(男 人・女 人)						職 業	1 雇用労働者(常勤・パートタイム) 2 自営業() 3 無 職 4 その他()				
		孫(男 人・女 人) その他(人)										

2 おねがい会員・どっちも会員は記入してください。

援助の 必要 な 児童 の 状 況	氏名(フリガナ)	性別	生年月日	年齢	園名・学校名
	特に伝えておきたい事(病 気・アレルギー)				
	かかりつけの 病院・医院名			T E L	
	保 険 証 に つ いて	1 社会保険 2 国民健康保険 3 共済組合 4 その他() ・記号() ・番号()			

別記様式第2号（第9条関係）

みなかみ町ファミリー・サポート・センター（まかせて・おねがい）会員証	
	会員番号 _____
	氏 名 _____
	昭和 年 月 日
	上記の者は、みなかみ町ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します (平成 年 月 日発行)
みなかみ町ファミリー・サポート・センター みなかみ町後閑318番地 印	

注 意 事 項

- 1 援助の依頼及び提供は、アドバイザーを通して行ってください。
- 2 援助活動中は、この会員証を携帯してください。
- 3 相互援助活動により知り得たことについて、プライバシーを侵害したり、他に漏らしたりしてはいけません。
- 4 その他、相互援助活動の実施や報酬の授受については、センターの要綱に従ってください。
- 5 相互援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してください。
- 6 会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちにセンターへ連絡してください。
- 7 会員証を他人に貸したり又は譲渡しないでください。
- 8 退会する場合は、必ず会員証をセンターへ返却してください。

別記様式第3号（第10条関係）

みなかみ町ファミリー・サポート・センター退会届

平成 年 月 日

みなかみ町ファミリー・サポート・センター 様

平成 年 月 日付けをもって、みなかみ町ファミリー・サポート・センターを退会したいので、会員証を添えてお届けします。

会員番号	
氏名	
住所	
電話番号	

別記様式第5号(第14条関係)

事前打合せ表

みなかみ町ファミリー・サポート・センター

おねがい会員記入 平成 年 月 日 () : ~ : にて

会員番号 氏名	No.		携帯電話番号	
住所	〒		自宅電話番号	
緊急連絡先	名前(続柄) 電話番号	①	②	
ふりがな 子供の名前	年 月 日生 歳 ヶ月		年 月 日生 歳 ヶ月	
在籍施設	()園・所 ()小学校 年 組 ()学童クラブ		()園・所 ()小学校 年 組 ()学童クラブ	
援助内容	送り 迎え 預かり その他() 担当の先生() 日時 月 日 () : ~ :			
食事 おやつ	1. おねがい会員が用意する 3. その他 2. まかせて会員が用意する			
午睡	1. : 頃から 時間くらい寝る 2. 午睡はしない 備考			
排泄 (オムツ)等	1. オムツ 2. 紙パンツ 3. 出る前に教える(小・大) 4. トイレで1人でできる(小・大) 5. 後始末(小・大)			
病歴・予防 接種歴	突発性発疹(未・年 月 日頃)		かかりつ け病院・ 電話番号	
	麻しん予防接種(未・年 月 日頃)			
水痘(未・年 月 日頃)		流行性耳下腺炎予防接種済(未・年 月 日頃)		その他()
育成上の留 意点	・くせ・好み等(有・無)		・チャイルドシート	
	・食物・動物アレルギー(有・無)		1. おねがい会員が用意する 2. まかせて会員が用意する 3. その他	

まかせて会員記入

会員番号 ふりがな 氏名	No.	・ペット 飼っていない・飼っている(室内・屋外) 対応策
住所	〒	自宅電話番号 携帯電話番号

援助活動の報告書 その1

みなかみ町ファミリー・サポート・センター

援助実施日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分				
援助依頼者	会員番号		会員氏名		電話番号
			対象児名		携帯番号
援助の内容	援助活動時間		事 項	対象児の様子	
	:	~			
	:	~			
	:	~			
	:	~			
	:	~			
	:	~			
	:	~			
	:	~			
	:	~			
(注) 事項欄には、食事(ミルク)、おやつ、排泄、睡眠、遊び等を記入してください。					
報 酬	基準報酬額		700円 × 時間 (: ~ :) =	円	
			800円 × 時間 (: ~ :) =	円	
			900円 × 時間 (: ~ :) =	円	
			30分未満 (: ~ :) (350・400・450)	円	
	交通費		() ~ () (バス・タクシー・自家用車・その他)	円	
	その他実費			円	
	取り消し		(前日 ・ 当日 ・ 無断)	円	
請 求 額 合 計				円	
上記の報酬を領収しました。 平成 年 月 日					印

上記のとおり報告します。

会員番号 _____ 氏名 _____ 印

上記について確認しました。

会員番号 _____ 氏名 _____ 印

別記様式第7号 (第14条関係)

援助活動の報告書 その2

みなかみ町ファミリー・サポート・センター

援助依頼者	会員番号		会員氏名		電話番号				
			対象児名		携帯番号				
援助 実 施 日 時	月/日 (曜日)	援助活動時間		時間数				交通費 (種類)	実費 (内容)
		: ~ :	700円	800円	900円	半額	() 円	() 円	
		: ~ :					() 円	() 円	
		: ~ :					() 円	() 円	
		: ~ :					() 円	() 円	
		: ~ :					() 円	() 円	
		: ~ :					() 円	() 円	
		: ~ :					() 円	() 円	
(注)交通費はバス・タクシー・自家用車等の種類を、実費は食費・おやつ代・オムツ代等の内容を記入する。									
報 酬	基準報酬額		700円 × 時間 (活動時間合計) =				円		
			800円 × 時間 (活動時間合計) =				円		
			900円 × 時間 (活動時間合計) =				円		
			円 × 回 (30分未満) =				円		
	交通費		(種類)				円		
	実費合計		(内容)				円		
	取り消し		(前日 回・当日 回・無断 回) =				円		
請求額合計								円	
上記の報酬を領収しました。 平成 年 月 日 印									

上記のとおり報告します。

会員番号

氏名

印

上記について確認しました。

会員番号

氏名

印